

第 5 0 3 回川越市農業委員会総会議事録
(公 開 用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 0 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年10月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時40分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人		
主 幹	宮本 晃宏		
副 主 幹	長谷川 修		
副 主 幹	鈴木 信幸		
主 査	森井 孝信		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年10月28日 第503回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 小和瀬 康男

委員 小倉 晶男

委員 今野 英子

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書9月分について報告する。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計2件、5筆、243.58㎡である。農地法第5

条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合

計15件、30筆、6,367.14㎡である。農地改良届に

ついては、合計9件、10筆、6,957.20㎡である。農

地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設

届出書については、合計2件、3筆、274㎡である。生産

緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、

合計3件、7筆、3,306㎡である。相続税の納税猶予に

関する適格者証明書については、合計4件、16筆、18,

390.59㎡である。農地法第18条第6項の規定による

通知については、合計2件、4筆、609㎡である。相続税

の納税猶予に関する3年ごとの農業継続証明書については、

合計4件、30筆、27,753㎡である。農地法第3条の

3の規定による届出書については、合計13件、78筆、7

1,864.43㎡である。詳細については報告書のとおり

である。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく

事業計画（案）の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画（案）の決定については、生産緑地地区内の農地の貸借の円滑化を図る制度で、申請者が作成する事業計画（案）について、農業委員会の決定を経て、市が認定するものである。

議案説明をする前に本市では初めての申請であるため、申請に至った経緯を説明する。

借受人は市街化調整区域内にある貸付人所有の農地を中間管理機構経由で借り受けている。市街化区域内にある申請地についても、地主である貸付人から借受人に管理を依頼されたとのことである。市街化区域内は中間管理機構の管轄外であることから、本申請に至ったものである。

それでは、議案内容を説明する。

今月の第 1 号議案は、申出件数 1 件、筆数 1 筆、面積 1, 382 m²について申出があった。契約期間は令和 7 年 12 月 1 日から設定されるものである。

整理番号 1 番は、1 筆、1, 382 m²で、約 7 年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、それぞれ現在 36 歳で、農業従事日数は、年間 150 日以上、家族とともに約 144 アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と

併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約 6 0 0 m である。

以上のことから、整理番号 1 番の借受人については、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の要件をみたしており、事業計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の各要件を満たしているため、事業計画（案）を決定することで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 1 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条

第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 7 件、筆数 2 0 筆、面積 1 6 , 4 0 2 m²についての意見照会があった。

整理番号 1 番は、年齢 5 6 歳、農業従事日数 1 5 5 日、世帯内の農業従事者は 5 人、経営面積は申出地周辺を含む約 8 8 アールである。

整理番号２番は、年齢５８歳、農業従事日数２５０日、世帯内の農業従事者は２人、経営面積は申出地周辺を含む約１２７アールである。

整理番号３番は、年齢５８歳、農業従事日数２００日、世帯内の農業従事者は２人、経営面積は申出地周辺を含む約１２７アールである。

整理番号４番は、年齢４１歳、農業従事日数３００日、世帯内の農業従事者は３人、経営面積は申出地周辺を含む約２８５アールである。

整理番号５番は、代表取締役の農業従事日数１５０日以上、農業従事者は１０人、経営面積は申出地周辺を含む約８４６アールである。

整理番号６番は、年齢７０歳、農業従事日数１５０日、世帯内の農業従事者は２人、経営面積は申出地周辺を含む約６７アールである。

整理番号７番は、年齢８８歳、農業従事日数３００日、世帯内の農業従事者は５人、経営面積は申出地周辺を含む約３１８アールである。

以上のことから、整理番号１番から７番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数8件、筆数15筆、面積10,332㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、158㎡の申請である。譲受人は、現在77歳で、農業従事日数は年間300日以上、約10アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約2.0kmである。

整理番号2番と3番については、自作地を相互に交換するための所有権移転の申請である。

整理番号2番については、2筆、1,384㎡の申請である。譲受人は、現在86歳で、農業従事日数は年間150日

以上、約 1 5 0 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 4 4 0 m である。

整理番号 3 番については、1 筆、9 2 9 m²の申請である。

譲受人は、現在 8 0 歳で、農業従事日数は年間 2 0 0 日以上、約 2 9 5 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 5 0 m である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、5 筆、2 , 8 5 4 m²の申請である。譲受人は、現在 5 6 歳で、農業従事日数は年間 1 8 0 日以上、約 2 7 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 . 3 k m である。

整理番号 5 番については、経営拡張のための所有権移転で、3 筆、3 , 0 1 1 m²の申請である。譲受人は、現在 7 1 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 2 2 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 . 5 k m である。

整理番号 6 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、4 4 6 m²の申請である。譲受人は、現在 7 1 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 1 7 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかり

たいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 300 m である。

整理番号 7 番については、親族間の贈与による所有権移転で、1 筆、1,135 m²の申請である。譲受人は、現在 40 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 222 アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張を図りたいとの申請である。通作距離は約 300 m である。

整理番号 8 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、415 m²の申請である。譲受人は、現在 57 歳で、農業従事日数は年間 200 日以上、約 117 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 150 m である。

以上のことより、整理番号 1 番から 8 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番と 3 番について、まとめて調査報告する。10 月 22 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、自作地を相互に交換し、耕作の効率化を図るためとのことである。譲受人は、現在 86 歳で、農業従

事日数は、年間１５０日以上、約１５０アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、水稻である。申請地においては野菜を計画している。トラクター、耕運機、コンバインなどの、申請地及び現在耕作している農地を今後も維持管理するために必要な農業機械を所有している。

同じく、譲受人は、現在８０歳で、農業従事日数は、年間２００日以上、家族とともに約２９５アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、水稻である。申請地においては水稻を計画している。トラクター、耕運機、コンバインなどの、申請地及び現在耕作している農地を今後も維持管理するために必要な農業機械を所有している。

なお、２人の自宅から、交換によって得られる農地までの距離や、既に近隣で耕作している農地の位置を確認し、効率化を図ることができることを確認した。

以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号２番と３番について、意見を申し上げる。１０月２２日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号４番と５番について、調査報告する。

はじめに、整理番号４番については、１０月２１日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在５６歳で、農業従事日数は、年間１８０日以上、約２７６アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、水稻で、申請地においては野菜を計画している。トラクター、耕運機、コンバインなどの、申請地及び現在耕作している農地を今後も維持管理するために必要な農業機械を所有していることを確認した。

次に、整理番号５番については、１０月２１日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在７１歳で、農業従事日数は、年間２５０日以上、約２２６アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、水稻で、申請地においては水稻を計画している。トラクター、耕運機、コンバインなどの、申請地及び現在耕作している農地を今後も維持管理するために必要な農業機械を所有していることを確認した。

以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号４番と５番について、意見を申し上げます。整理番号４番、５番については、１０月２１日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号７番については、１０月１８日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在４０歳で、農業従事日数は、年間３００日以上、約２２２アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、野菜で、申請地においては露地野菜を計画している。トラクター、耕運機などの、申請地及び現在耕作している農地を今後も維持管理するために必要な農業機械を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号７番について、意見を申し上げます。１０月１８日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員とし

ては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から8番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数8件、筆数11筆、面積4,790㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、459㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設

置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、247㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、210㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、402㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分

については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、218㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積253.01㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、重度知的障害者向けの生活介護施設新築のための所有権移転で、1筆、1,165㎡の申請である。譲受人は平成27年7月に株式会社を設立し、不動産コンサルティング事業を主な業務としている。市内には、重度知的障害者向けの施設が不足していることから、同施設の建築を計画した。障害者を預かる施設であることから、緊急車両の通行に支障がなく、ハザードエリアにもかからない申請地が適地と考え、売買にて取得し、生活介護施設の建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、社会福祉施設であるため、不許可の例

外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号 7 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、300 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 8 番については、車両置場・研修場のための所有権移転で、3 筆、1,789 m²の申請である。譲受人は令和元年 8 月に株式会社を設立し、交通現場や建設現場での交通誘導を主な業務としている。業務拡張により新たに車両置場及び警備業務の研修場用地が必要となった。そこで、坂戸市の事務所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、新たに車両置場・研修場として使用したいとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号 1 番から 8 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見とし

て県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。10月24日、申請地が適正に管理されていることを確認後、申請地にて、代理人から話を伺った。申請目的は重度知的障害者を対象とする生活介護施設新築のため所有権移転である。譲受人は、平成27年7月に株式会社を設立し、経営コンサルティングを主な事業としている。同社が社会問題として認識していた重度知的障害者の受け入れ施設について市場調査を行なったところ、全国的に不足していることがわかり、今回、福祉事業に参入することを決定したとのことである。なお、川越市選定については、事業所のある東京都東部地区と埼玉県西部地区についても障害者生活介護施設のニーズが確認できたため、それぞれの福祉行政と相談した結果、川越市を選定したとのことである。また、申請地の前面道路は約10mの幅員があり、緊急輸送車の通行に支障がなく、ハザードマップにかかっていない場所であるため、申請地を選定したとのことである。申請地には事業所のほか、職員や送迎用の駐車場を設置する予定である。周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、川越市河川課と事前協議済みである。雨水は敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。また、排水については、公共下水道へ放流する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。

また、申請地は10ヘクタール以上の集団農地の端にあるが、本施設は社会福祉施設であることから、立地基準に適合していると考えられる。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号8番について、調査報告する。

10月21日、農地利用最適化推進委員と一緒に、申請地にて、譲受人と代理人から今回の申請に至るまでの経緯等の話を伺った。申請目的は、車両置場及び警備員研修場に転用するためである。譲受人は、令和元年8月に株式会社を設立し、建物及び工事現場の警備を主な業務とする会社である。業務拡張により新たに車両置場を必要としている。また、従業員の増加に伴って、研修制度を充実させ、優秀な警備員の育成を目指すため、新たな研修場用地が必要となったとのことである。今回の土地の選定条件として、事業所の近くで従業員と社用車の駐車スペースを確保でき、大型車両の誘導研修も行えるスペースを確保する必要があるが、申請地は坂戸市の事業所に近く、選定条件にあう十分なスペースを確保できるとのことである。雨水は、敷地内で自然浸透とし、周囲はコンクリートブロックで囲む計画で川越市河川課と事前協議済みである。排水設備はない。したがって、雨水の流出や排水による周辺農地への影響は少ない見込みである。また、申請地周辺は、圏央道があり、周囲には住宅が点在していること

から、農地の集団性はない場所と考えられる。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、施設の規模と駐車スペースはどのくらいあるのか。」との発言があった。

事務局は「建築面積320.22㎡の平屋建て建物で、駐車スペースは10台分ほどで障害者専用スペースも用意されている。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から8番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第503回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年11月26日

議 長 渋谷 武

委 員 小和瀬 康男

委 員 小倉 晶男

委 員 今野 英子
